

市長定例記者会見

と き：令和5年8月10日（木）

午前11時00分から

ところ：市役所静岡庁舎8階 市長公室

- 1 葵消防署管内建物火災事故に対する静岡市の対応について
- 2 災害対応力強化実施計画の策定について **【危機管理総室】**
～令和4年台風第15号災害対応検証結果及び最近の大雨の状況を踏まえて～
- 3 「職員アイデア提案箱」等を活用した業務変革の実現に **【総務課】**
向けて
- 4 観光地としての“稼ぐ力”向上に向け、宿泊・観光施設を **【観光・MICE 推進課】**
高付加価値化
～観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の
採択決定～

◇幹事社代表質問 担当「中日新聞」

次回の予定 8月31日（木） 午前11時00分～

葵消防署管内建物火災事故に対する静岡市の対応について

昨年8月、葵区呉服町で発生した建物火災に出動した消防隊員1名が命を失う事故が起きました。8月13日で一年が経過しようとしています。改めて、心よりお悔やみ申し上げます。

この事故を受けて、本市は昨年10月に5名の専門家からなる事故調査委員会を設置し、今月1日に中西美和(なかにしみわ)委員長からの報告をいただいたところです。

今後、専門家の方々の視点に立った報告書を踏まえ、さらなる再発防止策を講じていきます。

消防局においては、事故の発生後から、局内に再発防止検討委員会を設置し、自ら再発防止策を講じてきていました。今後は、この報告書を踏まえ、より実効性の高い再発防止策をまとめていく予定です。

同時に、消防を管理する市長として、この報告書の結果を踏まえ、事故の発生原因の組織的課題について、再発防止策を取りまとめていく必要があると認識しております。このため、市長部局内に、この事故を検証する体制を設けます。

これによって、消防局の内部の再発防止策とともに、客観的かつ多角的な視点から、再発防止策をより効果的なものにします。

両方の再発防止策は、できるだけ早く結論を出したいと思っておりますが、事故調査委員会の報告書を踏まえて、改めて、行政としての検証を行うため、期間としては数か月を想定しております。

結果については、まとまり次第改めてお知らせしたいと考えています。

災害対応力強化実施計画の策定について

～令和4年台風第15号災害対応検証結果及び最近の大雨の状況を踏まえて～

1 計画策定の目的（資料①）

昨年度の台風15号をはじめ、近年、全国的に風水害が頻発化、激甚化している状況を踏まえ、今後も気象災害リスクなどの更なる高まりに適切に備えるため、市の「災害対応力の強化」が必要である。

災害対応力としては、災害が起きる前に災害の危険度を下げる「事前防災」（事前の危機管理）と、災害が起きた後に迅速かつ適切に応急・復旧対策を実施する「事中・事後対応」（事中・事後の危機管理）の両方があり、それらの強化が重要である。

このため、昨年度の台風15号の教訓等を踏まえ、災害対応力を飛躍的に向上させていく様々な取組をとりまとめた「災害対応力強化実施計画」を、本市として初めて策定した。

2 実施計画の概要（資料①）

この実施計画は、風水害への対応力の強化を総合的に推進するため、災害対策本部の機能強化やDXを活用した次世代の防災対策、災害を未然に防ぐための浸水や断水対策など、今後、取り組むべき新たな対策や改善策を示したものである。

また、この計画では11の実施項目のもとに45の対策を掲げており、この対策を進めるための127の具体的な取組を登載し、「いつまでに何を」といった具体的な内容と詳細な実施時期を定めている。

なお、今回は令和5年度の実施計画を策定したが、計画に登載している取組は、短期的な取組だけでなく中・長期的な取組もあるため、令和6年度以降も計画を適宜更新していく。

3 計画の進捗管理（資料①）

今後は、計画における取組を着実かつ継続的に進め、災害対応力強化を図るため、PDCAサイクルによる計画全体のマネジメントを徹底する。

<進捗管理の方法>

実績報告時期	
第1期	6月出水期まで
	7～8月
第2期	9～10月
第3期	11～1月
第4期	2～3月

4 実施計画の公表（資料①）

この計画は本日8月10日（木）から市ホームページで公開している。

また、今後の取組実績についても、随時、市ホームページで公開していく。

5 計画登載の取組項目の内容（一例）（資料②）

実施項目 1：災害対策本部及び本部会のあり方
対策項目 1：災害対策本部の機能強化
取組項目：「今やっていること、これからやるべきことリスト」の作成・周知
<p>（課題）発災直後は問合せ対応などの業務が総括部に集中し混乱したことから、必要な情報を集約・整理できなかった。このため、総合調整を行う本来の機能が十分果たせなかった。（2022 年台風 15 号対応）</p> <p>（取組）的確な状況把握とそれに基づく迅速な判断には、この災害対応リストを共有することが必要であり、基本的な取組であるが初動時の混沌とした状況においては極めて重要なことであるとする。</p> <p>災害時における適時適切な方針決定とそれに基づく迅速な応急対応につなげるため、総括部は各部が「今やっていること、これからやるべきこと」を見える化できるよう災害対応リストを作成し、災害対策本部において共有する。</p> <p>また、市の対応状況を広く周知し、市民の安心につなげるため、このリストを報道機関等を通じ定期的に情報発信していく。</p>
取組項目：タイムラインの活用
<p>（課題）災害対策本部の設置時期及び職員への周知が遅れ、早期に全庁的な体制に移行することができなかった。（2022 年台風 15 号対応）</p> <p>（取組）タイムラインの運用は 2023 年 6 月 2 日の大雨災害の際に実践し、事前準備において効果が発現された。</p> <p>災害時には、「最悪の事態の想定」、「初動全力」、「平時組織の有事組織化」が重要である。危機意識を庁内で共有し有事モードへの意識のチェンジを図るなど、事前準備を徹底することが必要である。</p> <p>このため、あらかじめ災害の種類に応じたタイムラインを作成するとともに、災害時の状況変化に応じ適時に変更することで、常に活用していく。</p> <p>また、危機管理部門の全ての職員がタイムラインを作成できるよう研修する。</p>
対策項目 2：災害時の役割分担の見直し
取組項目：災害時事務分掌における役割分担の明確化
<p>（課題）地域防災計画で明確に役割分担が位置づけられていない事務や、計画上に規定されていない事務について、活動調整に時間を要した。（2022 年台風 15 号対応）</p> <p>（取組）災害時は通常業務と違い担当業務が分かりづらいため、責任者と担当者をあらかじめ明確にする必要がある。</p> <p>災害時における役割と責任を明確にするため、地域防災計画における災害時の事務分掌の担当部門を明確に位置付けるとともに、庁内各部の各班に役割に応じた係を設置し、責任者として係長を配置する。特に、総括部は多様な業務を担うため、情報処理や受援体制、物資調達などを担当する班や係を細分化することできめ細かな災害対応ができる体制を整備する。</p>

実施項目4：情報の収集・共有・発信

対策項目8：DXを活用した災害情報発信体制の強化

取組項目：災害時総合情報サイトの構築

(課題) 市民から寄せられた情報や地区支部などが収集した情報を精査、分類し、必要な情報を集約したうえで、適時適切に情報の整理・処理ができなかった。(2022年台風15号対応)

(取組) 最先端のデジタル技術を取り入れるとともに、SNSなどの市民が普段から利用しているツールの活用が重要である。

対策本部における迅速な方針決定や市民への災害情報の提供につなげるため、SNSを活用した速やかな情報収集、AI解析による被害の推定、三次元点群データを活用した応急支援などに対応できる災害時総合情報サイトを構築する。

6 6月出水期までの主な取組実績（資料③）

このほかにも、本年6月の出水期までに取り急ぎ改善が必要な対策の取組実績をとりまとめた。

なお、資料③2ページの「対策項目25 承元寺取水口緊急対策」については、興津川承元寺取水施設内への土砂等の流入を防止するため、緊急対策工事が昨日（8月9日（水））完了した。（別紙報道資料参照）

※本日発表した実施計画の詳細は、所管の担当部署にご確認いただきたい。

担当：危機管理総室（221-1243）

「職員アイデア提案箱」等を活用した業務変革の実現に向けて

1 「職員アイデア提案箱」の設置

仕事を進める上では、業務プロセスにおける非効率性やムダの継続的な改善が必要である。また、社会課題は刻々と変化しており、これまでの延長上にはない新たな取り組みを行うなど、市政の変革が必要である。

これまでも、事務の効率化や、仕事の仕方の見直しに向け、職員が日々の仕事の中で感じた「業務上のムダ」や「職場上の課題」等について、個別の改善は行われてきた。しかし、それらの問題の洗い出しやその解決に向けた「組織的な取り組み」が十分行われてこなかった。このため、せっかくの改善やアイデアの提案が埋もれ、改善に繋がらないという問題があった。

そこで、組織全体として職員の率直なアイデアを募り、それを業務改善に繋げるシステムをつくり、改善結果を出していくことを目的に、今年6月5日に「職員アイデア提案箱」を設置した。（日々感じたことを提案できるよう、常時受け付けている。）

寄せられた意見については、業務改善の貴重かつ率直なアイデアとして組織全体で共有し、改善策を検討・実行し、市政の変革に繋げていく。

○ 寄せられた意見数 約 1,600 件(令和5年6月末時点)

※ 職員アイデア提案箱に寄せられた意見のほか、提案箱の設置に先立ち実施した、若手職員参加の行財政改革研修において提出された意見を含む。

2 業務変革の実現に向けた取組

(1) 進め方

- ① 寄せられた意見は、難易度（経費や制度改正の有無等）や効果度（事務にかかる削減時間や削減経費等）に応じて分類し、優先順位を決める。すぐに取り組むことができる課題に対しては直ちに見直しに着手する。
- ② 提案内容については、「A：実施済、B：現行の仕組みで実現可、C：今年度内に実施、D：実現に向けた検討開始、E：実現困難」に分類して、職員向け業務ポータルサイトに掲載し、随時更新していく。これによって、職員による提案が組織として検討・対応されていることを明らかにする。
- ③ 実施にあたって、特に局を跨ぐなど、全庁的な見直しが必要な課題については、関係課によるプロジェクトチーム等により、これらの課題からあるべき姿を描いた上で解決策を検討し、実行に移していく。

次頁あり

(2) 対応状況

別紙『職員アイデア提案箱』等に寄せられた主な意見と対応状況』のとおり

(3) その他

現在は、職員が総務課に意見を提出するという一方的なやりとりのみであるが、今後は提案者以外の職員もアイデアへの共感を示したり、意見を言えるような双方向の仕組みへと発展させ、いずれは、職員同士が自らそれぞれのノウハウを出し合って、解決に繋げる事例が生まれるといった効果を期待したい。

3 実施済(A)の概要

課題 No.3 重層的な意思決定過程により手戻りが生じている

<実施内容>

これまでの意思決定過程では、課長、部長、局長、それぞれの段階において判断が異なる場合が発生し、その都度、資料の作り替えを行うなど手戻りが生じていた。また、最終的に市長の判断を仰ぐまでに多くの時間と労力を要していた。

そこで、方向性の判断が必要な場合には、必ずしも事業の全体像が構築できていなくとも、市長（又は副市長）に早い段階で方向性（案）を示し、市長（又は副市長）が方向性を決定するという意思決定過程に見直した。

〔注：これまでであった重要政策検討会議と経営会議については、重要政策検討会議を廃止することとし、経営会議についても案件を絞ることとした。〕

課題 No.4 決裁文書において承認過程が多いこと

<実施内容>

決裁文書の承認過程において、必要以上に多くの判子が押されていた。最終決裁までに多くの時間を要し、また、数多くの人が見ることで、情報漏洩など事務事業事故につながる危険性もはらんでいた。

そこで、承認者の数は必要最小限にするとともに、他課に合議する際は、原則、課長以上にするという運用を徹底するよう通知した。

課題 No.5 軽微な規則改正まで市長決裁としていること

<実施内容>

多くの案件が市長決裁となっており、意思決定の迅速化という観点からも非効率となっていた。

次頁あり

そこで、議会付議事項や異例・先例と認められる事項など、特に重要であると認められる事項のみ市長決裁として、軽微な規則改正など、軽易な事項や裁量の余地が比較的小さい事項については、副市長専決とした。

課題 No.6 説明相手ごとに異なる資料を作ること

<実施内容>

これまで市長等への説明資料をはじめ、各局が事業内容等の説明に使う資料は、統一した様式がなく、各局がバラバラに作成していた。

そこで、事業内容の説明などに当たっては、事業の概要、法的根拠、今後の進め方などを記載した統一様式とすることで、業務の効率化を図るとともに、市長以下職員が説明資料の内容（課題と対応策）を共有できるようにした。

課題 No.12 エレベーターの待ち時間が長いこと

<実施内容>

まず、直ちにできることとして、以下を実施した。

これまで10階から地下1階にエレベーターで行く場合など、1階をまたぐ際には、1階で降りる人がいない場合でも必ず1階に停止していた。

エレベーターの待ち時間を短くする観点から、乗降者がいない場合には、1階に停止しないこととした。これにより、若干ではあるが待ち時間の減少・電力消費量の削減にもつながっている。

担当：総務課(221-1754)

次頁あり

カテゴリー	No.	「業務上のムダ」や「職場上の課題」	対応状況	
			A:実施済、B:現行の仕組みで実現可、C:年度内に実施、D:実現に向けた検討開始、E:実現困難	
市民 対応	1	複数の手続きが必要な場合に、市民が書類ごとに氏名や住所を記載すること	D	「書かない窓口」に向けプロジェクトチーム等において検討
	2	簡単な問い合わせ(予約状況や納付状況等)を電話等で行っていること	D	プロジェクトチーム等において検討
内部 事務	3	重層的な意思決定過程により手戻りが生じていること	A	方向性の判断が必要な事項については、早い段階で市長・副市長に示すよう、意思決定の迅速化に向けた通知を発出
	4	決裁文書において承認過程が多いこと	A	決裁の回議ルートを必要最小限とする旨の通知を発出
	5	軽微な規則改正まで市長決裁としていること	A	定例的なものは副市長決裁とする旨の市長決裁の見直し
	6	説明相手ごとに異なる資料を作ること	A	説明資料の共通フォーマット作成
	7	庁内の照会様式が異なるため、同一の内容を色々な書式に記載していること	C	プロジェクトチーム等において検討し、年度内に実施
	8	内部文書の押印が多いこと	C	8月中に通知発出予定
	9	職員間でメールや電話以外で簡単な情報共有ができないこと	D	プロジェクトチーム等において検討
組織 人事	10	各課に配置している〇〇主任者等について、形骸化しているものが多いこと	C	現状を確認し、整理する
	11	日常的に支出事務を行っていない職員が支出伝票を起票し、時間がかかること	D	プロジェクトチーム等において検討
勤務 環境	12	エレベーターの待ち時間が長いこと	A	乗降者がいなくても1階に必ず停止する運用を廃止
	13	内部情報システム、グループウェアが使いづらいこと	D	内部情報システムについては、更改時期に合わせて検討 グループウェアについてはプロジェクトチーム等において検討

観光地としての“稼ぐ力”向上に向け、宿泊・観光施設を高付加価値化 ～ 観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の採択決定 ～

1 要旨

本市では、今後の観光政策の方向性として、単なる観光客数の増加に留まらず、インバウンドを含む宿泊観光客など、より高単価な観光客の受入拡大による「市内観光消費額の増加」を目指している。

観光地の高付加価値化を支援する、観光庁補助事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の活用について、公益財団法人するが企画観光局が、本市とともに、市内観光事業者へのヒアリング等を行った。

そのうえで、公益財団法人するが企画観光局が、多数の事業者が参画する事業計画を策定し、申請を行った。

その結果、令和5年8月8日(火)に採択を受けた。

なお、令和4年度も同様に、公益財団法人するが企画観光局が取りまとめ役となり、同補助事業の採択を受け、静岡駅周辺“おまち”エリアを対象地域として、「歴史まち歩きの促進」をコンセプトに高付加価値化事業に取り組んだ。

今回採択された内容は、昨年度の実績を踏まえ、対象を市内全域に広げて更なる高付加価値化を目指すもの。

2 背景

本市では、観光交流客数全体に占める宿泊客数の割合が低いことや、宿泊観光客や高単価客をターゲットとした施設が少ないことなどが観光振興上の課題として挙げられる。

市内宿泊施設への調査において「宿泊客のうちビジネス客が5割以上」と答えた施設が約半数を占めているが、ビジネス客等による宿泊需要は中長期的には減少が懸念され、戦略的に、既存顧客層の消費拡大や消費単価の高い新たな顧客層の取り込み等を進める必要がある。

3 観光庁補助事業の概要(地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業)

宿泊施設や観光施設の高付加価値化を目的とした施設改修事業等を対象とし、地域一体となった面的な取組を観光庁が補助するもの。

令和5年度中に着手し、最大令和6年度まで継続する事業を補助対象としており、補助率は1/2から2/3、補助上限は1施設1年度あたり最大1億円である。

※参考：補助事業の詳細は次頁に掲載

4 本事業の申請内容

市内全域を対象とし、『域内周遊の活性化』と『滞在時間の延長』を目的に、「静岡駅周辺」「清水港」「日本平」「用宗」「丸子」「梅ヶ島」「(梅ヶ島を除く) オクシズ」の市内各7エリアで、高付加価値化を目的とした施設改修等を行う事業計画を策定・申請した。

事業計画の策定にあたっては、各エリアのホテル旅館組合や金融機関等の参画も得ながら、全49の事業者が、60事業をエントリーしている。総事業費は約32億8千万円、補助申請額は約16億1千万円である。

具体的な改修内容の例としては、静岡駅周辺のビジネスホテルにおいて、客室を観光客向けに上質化するものや、梅ヶ島温泉郷の旅館において、複数の客室を統合して快適性の高い大型客室を創出するもの、また、宿泊施設以外でも、丸子地区において古民家を改修した土産物店の整備などを予定している。

※参考：令和4年度「静岡駅周辺“おまち”エリア」申請内容

全19事業者、19事業、総事業費約8億4千万円、補助申請額約4億4千万円

5 今後のスケジュール

今後は、各事業者が、観光庁への補助金交付申請手続きを直接行い、交付が認められた後、施設改修等に着手していく。

令和5年度分事業については、令和6年2月末までに、令和6年度の継続事業については、令和6年12月末までに完了する。

今後、本市では、市内の多様な観光地や観光資源が持つ魅力を戦略的に活用していくことで、「市内観光消費額の増加」を目指す観光地域づくりに取り組んでいく。

本事業はその先駆けとなるものと期待しており、事業者による積極的な設備投資が推進されることを皮切りとして、引き続き、官民連携のもと観光地としての高付加価値化に向けた施策を推進していく。

【参考：観光庁補助事業の詳細（令和5年度）】

- ・ 補助対象 宿泊施設の改修／観光施設の改修／跡地利用のための廃屋撤去／
実証実験（ソフト事業）／観光地全体のDX化
- ・ 総事業費 約1,500億円
- ・ 所管部署 観光庁 観光産業課
- ・ 採択状況 令和5年度第1回審査会（令和5年5月発表） 全国53地域
令和5年度第2回審査会（今回発表） 全国58地域

担当【発表内容全般について】：観光・MICE推進課(221-1438)

担当【事業計画詳細について】：するが企画観光局(204-6677)